

令和7年度 市民税県民税申告書の記入について

【給与所得の速算表】

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
～ 550,999 円		0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円		「収入金額－550,000円」で求めた金額
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円		1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円		1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円		1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円		1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与等の収入金額の合計額を「A」で割って、千円未満の端数を切り捨てる＝「A」	「A×4×60%＋100,000円」で求めた金額
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		「A×4×70%－80,000円」で求めた金額
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		「A×4×80%－440,000円」で求めた金額
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円		「収入金額×90%－1,100,000円」で求めた金額
8,500,000 円以上		「収入金額－1,950,000円」で求めた金額

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

年 齢 区 分	公的年金等の収入金額の合計額「A」	公的年金等に係る雑所得金額		
		公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和35年1月2日以後に生まれた方	～ 1,299,999 円	A － 600,000 円	A － 500,000 円	A － 400,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	A×75% － 275,000 円	A×75% － 175,000 円	A×75% － 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	A×85% － 685,000 円	A×85% － 585,000 円	A×85% － 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	A×95% － 1,455,000 円	A×95% － 1,355,000 円	A×95% － 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	A － 1,955,000 円	A － 1,855,000 円	A － 1,755,000 円
65歳以上 昭和35年1月1日以前に生まれた方	3,299,999 円	A － 1,100,000 円	A － 1,000,000 円	A － 900,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	A×75% － 275,000 円	A×75% － 175,000 円	A×75% － 75,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	A×85% － 685,000 円	A×85% － 585,000 円	A×85% － 485,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	A×95% － 1,455,000 円	A×95% － 1,355,000 円	A×95% － 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	A － 1,955,000 円	A － 1,855,000 円	A － 1,755,000 円

【各所得の内容と計算方法】 ※営業・農業・不動産所得のある方は収支内訳書を提出してください。

(1) 事業所得 ○営業所得(商店・飲食店などの経営、または大工・外交員など自由職業や漁業等) 同封の収支内訳書(一般用)を利用して、収入と経費を集計し所得金額を計算してください。 ○農業所得(水稻・麦・野菜・花・果樹などの栽培、家畜などの育成・肥育、酪農品の生産等) 同封の収支内訳書(農業所得用)を利用して、収入と経費を集計し所得金額を計算してください。 ※事業所得(営業・農業)のうち、帳簿の保存がなく、収入金額が300万円以下の場合、雑所得(業務)となります。
(2) 不動産所得(地代・家賃・駐車場代など不動産の貸付け、または小作料による所得) 同封の収支内訳書(不動産所得用)を利用して、収入と経費を集計し所得金額を計算してください。
(3) 利子所得(公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得) 利子所得に対し20%(所得税15%、地方税5%)の税率により源泉徴収が行われます。
(4) 配当所得(株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当等) 上場株式等の配当の場合20%(所得税15%、地方税5%)の優遇税率により源泉徴収が行われます。 上場株式等以外の配当等の場合20%(所得税のみ)の税率により源泉徴収が行われます。
(5) 給与所得(給料、日雇・パート賃金などによる所得) 上記の表により計算されます。勤務先から交付された源泉徴収票または支払調書をお持ちください。 勤務先から交付されない場合は、毎月の給与明細など収入金額の証明となるものをお持ちください。
(6) 雑所得 ○公的年金等(年金や恩給などの公的年金) 上記の表により計算されます。支払者から交付された源泉徴収票または支払調書をお持ちください。 ○業務に係るもの(シルバー人材センター配分金、講演料や謝礼金、収入金額が300万円以下で帳簿書類を保存していないもの) 副業等に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもので、収入金額から必要経費を差し引いた金額が雑所得となります。 ○公的年金等・業務に係るもの以外(個人年金や互助年金など) 収入金額から必要経費を差し引いた金額が雑所得となります。生命保険契約等により年金形式で給付を受ける個人年金や、信託契約により給付を受ける互助年金なども雑所得となります。
(7) 一時所得(生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、懸賞や福引の賞金品など) 収入金額から必要経費と特別控除額(最高50万円)を差し引いた金額が一時所得となります。 税額を計算するときには、一時所得の1/2に相当する金額が他の所得と総合されます。
(8) 総合課税となる譲渡所得(ゴルフ会員権、貴金属や自動車等を譲渡) 収入金額から必要経費と特別控除額を差し引いた金額が譲渡所得となり、(1)から(7)の所得に合算して税額計算します。
(9) 分離課税となる譲渡所得・山林所得(土地や建物、山林を譲渡)・上場株式等の配当所得 収入金額から必要経費と特別控除額を差し引いた金額が譲渡所得もしくは山林所得となります。 申告の際は売買契約書等をお持ちください。市や国・県に対する譲渡や少額の場合も申告が必要です。

【所得から差し引かれる金額】 下記は所得税の控除額です。所得税の控除額をもとに市民税県民税の控除額に換算します。

社 会 保 険 料 控 除	あなたが令和6年中に支払った介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料等が対象になります。 ※国民年金保険料は証明書等の提示が必要です。 ※普通徴収分で納めて頂いた介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の控除を受ける際は納付額のお知らせを持参願います。 ※年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、年金受給者ご本人のみ控除が適用になります。																																																		
小規模企業共済等掛金控除	あなたが、令和6年中に支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金がある場合、全額対象となります。 ※支払った掛金額の証明書の添付が必要です。																																																		
生命保険料控除	あなたがやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、又は個人年金保険料を、令和6年中に支払った場合。 ○平成23年12月31日以前に締結した保険契約の場合(旧) ※証明書の提示が必要です。		※一般の生命保険分、個人年金分ともにこの計算式に当てはめます。 (限度額はそれぞれ50,000円、合わせて100,000円)																																																
	<table><tr><td>支払った保険料の金額</td><td>生命保険料控除額</td></tr><tr><td>25,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td></tr><tr><td>25,001～50,000円</td><td>支払った保険料の金額×1/2+12,500円</td></tr><tr><td>50,001～100,000円</td><td>支払った保険料の金額×1/4+25,000円</td></tr><tr><td>100,001円以上</td><td>一律 50,000円</td></tr></table>	支払った保険料の金額				生命保険料控除額	25,000円以下	支払った保険料の金額	25,001～50,000円	支払った保険料の金額×1/2+12,500円	50,001～100,000円	支払った保険料の金額×1/4+25,000円	100,001円以上	一律 50,000円																																					
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																																																		
25,000円以下	支払った保険料の金額																																																		
25,001～50,000円	支払った保険料の金額×1/2+12,500円																																																		
50,001～100,000円	支払った保険料の金額×1/4+25,000円																																																		
100,001円以上	一律 50,000円																																																		
	○平成24年1月1日以後に締結した保険契約の場合(新) ※証明書の提示が必要です。		※一般の生命保険分、個人年金分、介護医療保険分ともにこの計算式に当てはめます。 (限度額はそれぞれ40,000円、合わせて120,000円)																																																
	<table><tr><td>支払った保険料の金額</td><td>生命保険料控除額</td></tr><tr><td>20,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td></tr><tr><td>20,001～40,000円</td><td>支払った保険料の金額×1/2+10,000円</td></tr><tr><td>40,001～80,000円</td><td>支払った保険料の金額×1/4+20,000円</td></tr><tr><td>80,001円以上</td><td>一律 40,000円</td></tr></table>	支払った保険料の金額				生命保険料控除額	20,000円以下	支払った保険料の金額	20,001～40,000円	支払った保険料の金額×1/2+10,000円	40,001～80,000円	支払った保険料の金額×1/4+20,000円	80,001円以上	一律 40,000円																																					
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																																																		
20,000円以下	支払った保険料の金額																																																		
20,001～40,000円	支払った保険料の金額×1/2+10,000円																																																		
40,001～80,000円	支払った保険料の金額×1/4+20,000円																																																		
80,001円以上	一律 40,000円																																																		
	※新旧の契約に係る保険料については、それぞれの生命保険料控除の区分ごとに、どちらの控除額を適用するか(又は併用するか)は任意に選択できます。																																																		
地震保険料控除	あなたが、令和6年中に地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く)を支払った場合。			※「地震」と「旧長期」を合わせて控除する場合は5万円が限度額となります。 ※「旧長期」とは、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等で、保険期間や共済期間が10年以上のものをいいます。																																															
	<table><tr><td></td><td>支払った保険料の金額</td><td>地震保険料控除額</td></tr><tr><td rowspan="2">地震保険料</td><td>1～50,000円</td><td>支払った保険料の金額</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>50,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">旧長期損害保険料</td><td>1～10,000円</td><td>支払った保険料の金額</td></tr><tr><td>10,001円～20,000円</td><td>保険料×1/2+5,000円</td></tr><tr><td></td><td>20,001円以上</td><td>15,000円</td></tr></table>		支払った保険料の金額			地震保険料控除額	地震保険料	1～50,000円	支払った保険料の金額	50,001円以上	50,000円	旧長期損害保険料	1～10,000円	支払った保険料の金額	10,001円～20,000円	保険料×1/2+5,000円		20,001円以上	15,000円																																
	支払った保険料の金額	地震保険料控除額																																																	
地震保険料	1～50,000円	支払った保険料の金額																																																	
	50,001円以上	50,000円																																																	
旧長期損害保険料	1～10,000円	支払った保険料の金額																																																	
	10,001円～20,000円	保険料×1/2+5,000円																																																	
	20,001円以上	15,000円																																																	
寡 婦 控 除 (女 性 の み)	あなたが令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方で、以下のいずれかに該当する場合。 → 270,000円 ①夫と死別・離婚した後再婚していない(または夫の生死が不明な)方で、子以外の扶養親族がある場合。 ②夫と死別した後再婚していない(または夫の生死が不明な)場合。																																																		
ひとり親控除	あなたが婚姻歴にかかわらず現在配偶者がいない方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がおり、かつ令和6年中の合計所得金額が500万円以下である場合。 → 350,000円																																																		
勤 労 学 生 控 除	あなたが、学生・生徒で令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。 ※学生証等の証明書の添付が必要です。 → 270,000円																																																		
障 害 者 控 除	あなたがやあなたの控除対象配偶者・その他の扶養親族が、障害者である場合。 ①普通障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など) → 270,000円 ②特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など) → 400,000円 ③同居特別障害者(特別障害者で、あなたやあなたと生計を一にするその他の親族のどなたかと同居している方) → 750,000円 } ※手帳の提示が必要です。																																																		
配 偶 者 控 除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合(他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く)。	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">控除額</th></tr><tr><th colspan="3">納税者合計所得</th></tr><tr><td></td><td>900万以下</td><td>900万超950万以下</td><td>950万超1,000万以下</td></tr><tr><td>一 般 (下 記 以 外 の 方)</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>老 人 配 偶 者 (満 70 歳 以 上 の 方)</td><td>480,000円</td><td>320,000円</td><td>160,000円</td></tr></table>	区 分	控除額			納税者合計所得				900万以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下	一 般 (下 記 以 外 の 方)	380,000円	260,000円	130,000円	老 人 配 偶 者 (満 70 歳 以 上 の 方)	480,000円	320,000円	160,000円																														
区 分	控除額																																																		
	納税者合計所得																																																		
	900万以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下																																																
一 般 (下 記 以 外 の 方)	380,000円	260,000円	130,000円																																																
老 人 配 偶 者 (満 70 歳 以 上 の 方)	480,000円	320,000円	160,000円																																																
配 偶 者 控 除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記にあてはまる場合(他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く)。	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の所得金額</th><th colspan="3">控除額</th></tr><tr><th colspan="3">納税者合計所得</th></tr><tr><td></td><td>900万以下</td><td>900万超950万以下</td><td>950万超1,000万以下</td></tr><tr><td>480,001 円 ～ 950,000 円</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>950,001 円 ～ 1,000,000 円</td><td>360,000円</td><td>240,000円</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>1,000,001 円 ～ 1,050,000 円</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>1,050,001 円 ～ 1,100,000 円</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>1,100,001 円 ～ 1,150,000 円</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>1,150,001 円 ～ 1,200,000 円</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>1,200,001 円 ～ 1,250,000 円</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>1,250,001 円 ～ 1,300,000 円</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>1,300,001 円 ～ 1,330,000 円</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr></table>	配偶者の所得金額	控除額			納税者合計所得				900万以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下	480,001 円 ～ 950,000 円	380,000円	260,000円	130,000円	950,001 円 ～ 1,000,000 円	360,000円	240,000円	120,000円	1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	30,000円	20,000円	10,000円		
配偶者の所得金額	控除額																																																		
	納税者合計所得																																																		
	900万以下	900万超950万以下	950万超1,000万以下																																																
480,001 円 ～ 950,000 円	380,000円	260,000円	130,000円																																																
950,001 円 ～ 1,000,000 円	360,000円	240,000円	120,000円																																																
1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	310,000円	210,000円	110,000円																																																
1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	260,000円	180,000円	90,000円																																																
1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	210,000円	140,000円	70,000円																																																
1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	160,000円	110,000円	60,000円																																																
1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	110,000円	80,000円	40,000円																																																
1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	60,000円	40,000円	20,000円																																																
1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	30,000円	20,000円	10,000円																																																
扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族のうち、令和6年中の合計所得金額が、48万円以下の方がいる場合。 (他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く) <table><tr><th>区 分</th><th>一 般</th><th>該 当 者</th></tr><tr><td>扶養親族</td><td>380,000円</td><td>下記以外の方で年齢16歳以上の方(平成21年1月1日以前に生まれた方)</td></tr><tr><td>特定扶養親族</td><td>630,000円</td><td>平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方</td></tr><tr><td>老人扶養親族</td><td>480,000円</td><td>昭和30年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>580,000円</td><td>老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方</td></tr></table>				区 分	一 般	該 当 者	扶養親族	380,000円	下記以外の方で年齢16歳以上の方(平成21年1月1日以前に生まれた方)	特定扶養親族	630,000円	平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方	老人扶養親族	480,000円	昭和30年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)	同居老親等	580,000円	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方																																
区 分	一 般	該 当 者																																																	
扶養親族	380,000円	下記以外の方で年齢16歳以上の方(平成21年1月1日以前に生まれた方)																																																	
特定扶養親族	630,000円	平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方																																																	
老人扶養親族	480,000円	昭和30年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)																																																	
同居老親等	580,000円	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方																																																	
雑 損 控 除	あなたがやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(総所得金額が48万円以下)が、令和6年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。 ※証明書等添付。 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円 } いずれか多い方の金額。																																																		
医 療 費 控 除	あなたがやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費で令和6年中に支払った医療費。 ※明細書等の添付が必要です。 ※保険契約により支払を受けた入院給付金等や高額医療費で戻る給付金は、支払った医療費から差し引きます。 次の①、②を任意に選択し、適用します。(控除の限度額①は200万円、②は88,000円) ①控除額＝(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額)－(10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) ②控除額＝(支払った特定一般用医薬品の額－保険金等で補てんされる額)－12,000円																																																		
寄 附 金 控 除	あなたが、令和6年中に特定寄附金を支払った場合。 ※領収書の添付が必要です。 控除額＝特定寄附金の額(総所得金額等の合計額の40%を限度)－2,000円																																																		
基 礎 控 除	あなたの令和6年中の合計所得が2,500万円以下の場合。 <table><tr><th>合計所得</th><th>2,400万円以下</th><th>2,400万円超2,450万円以下</th><th>2,450万円超2,500万円以下</th></tr><tr><td>控除額</td><td>480,000円</td><td>320,000円</td><td>160,000円</td></tr></table>				合計所得	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	控除額	480,000円	320,000円	160,000円																																							
合計所得	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下																																																
控除額	480,000円	320,000円	160,000円																																																